

本會は此等之等、以て各業界に於て、一貫して同一賃銀法を施行せしむるを以て、  
 本會一貫賃銀法實施會と稱する。其の目的は、労働者各業界に於て、同一賃銀法を  
 施行せしむるに在り。其の目的は、労働者各業界に於て、同一賃銀法を施行せしむるに在り。  
 一貫賃銀法、即ち同一賃銀法と稱す。其の目的は、労働者各業界に於て、同一賃銀法を  
 施行せしむるに在り。其の目的は、労働者各業界に於て、同一賃銀法を施行せしむるに在り。  
 一貫賃銀法、即ち同一賃銀法と稱す。其の目的は、労働者各業界に於て、同一賃銀法を  
 施行せしむるに在り。其の目的は、労働者各業界に於て、同一賃銀法を施行せしむるに在り。  
 一貫賃銀法、即ち同一賃銀法と稱す。其の目的は、労働者各業界に於て、同一賃銀法を  
 施行せしむるに在り。其の目的は、労働者各業界に於て、同一賃銀法を施行せしむるに在り。  
 一貫賃銀法、即ち同一賃銀法と稱す。其の目的は、労働者各業界に於て、同一賃銀法を  
 施行せしむるに在り。其の目的は、労働者各業界に於て、同一賃銀法を施行せしむるに在り。  
 一貫賃銀法、即ち同一賃銀法と稱す。其の目的は、労働者各業界に於て、同一賃銀法を  
 施行せしむるに在り。其の目的は、労働者各業界に於て、同一賃銀法を施行せしむるに在り。

財團法人協調會大阪支所

一、同一労働ニ對スル同一賃銀制定

本部提出 説明者 二宮イトエ

主 文

同一労働ニ對シテハ同一賃銀ヲ支拂フ事

實行方法

1、社會民衆黨ヲ通ジ最低賃銀法ノ中ニ此項ヲ挿入セシムル  
コト

2、各爭議ヲ通ジ其他アラユル機會ニ於テ要求スルコト

3、機會アル毎ニ輿論ヲ喚起スルコト

理 由

資本家の差別ハ同一のナル労働ヲ強制シツツモ女性ナルガ  
 故ニ、或ハ異民族ナルガ故ニ男性ヨリ低キ賃銀ヲ支拂ツテキ  
 ル女性ハ寧ロ男性ヨリ從順ニ眞面目ニ働クニモ拘ハラズカ  
 ル不合理ヲ爲シテキル斯カル壓迫搾取ハ許ヌ可カラザル惡制